

沖縄県立高等学校学び直し支援金取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う沖縄県立高等学校学び直し支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後、再び沖縄県立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間経過後も卒業までの間、継続して教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、沖縄県立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給を行うものである。

(支給の対象)

第3 支給の対象となる者は、沖縄県立高等学校に在学している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））

※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して就学支援金の受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。

- (5) 高等学校等を退学したことがある者

※ 「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。

- (6) 学び直し支援金の支給対象期間が通算して12月未満である者（定時制及び通信制においては24月未満）

※ 支給対象期間は、「在学した期間」であり、授業料を納めるなどで実際に支給を受けていない月も含まれる。

※ 令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている者は、令和2年7月から

適用する。

- (7) 再入学した高等学校が単位制高等学校である場合は、当該単位制高等学校の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

※ 令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている者は、令和2年7月から適用する。

- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

（支給期間）

第4 学び直し支援金の支給期間は、全日制においては最大12月、定時制及び通信制においては最大24月とする。

2 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。

3 学び直し支援金の対象者が全日制高等学校等から定時制及び通信制高等学校へ再入学する際の支給期間については、前籍校の全日制高等学校等における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。

4 学び直し支援金の対象者が定時制及び通信制高等学校等から全日制高等学校へ再入学する際の支給期間については、前籍校の定時制及び通信制高等学校等における学び直し支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。

（支給対象単位）

第5 学び直し支援金の支給対象単位の上限は、次の各号のとおりとする。

(1) 学び直し支援金の全支給期間を通算して74単位

(2) 再入学した一の単位制高等学校等における当該単位制高等学校の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算して74単位

(3) 一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算し30単位

（支給額）

第6 学び直し支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額とし、県立高等学校の授業料等の月額に相当する額（支給限度額を超える場合には、支給限度額）とする。

2 授業料減免等により授業料等の一部又は全部が免除されている場合は、授業料等債権そのものが減額又は消滅しているため、減免後の授業料等債権の額が学び直し支援金の額となる。

3 保護者の経済的負担を軽減する必要があると認められない者については、所得制限により、学び直し支援金の支給対象とはならない。所得確認の基準は、次の各号に定める

基準により判断する。

- (1) 令和2年6月支給分までは、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が507,000円未満の場合
- (2) 令和2年7月支給分以降は、市町村民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を差し引いた額が、304,200円未満の場合

(受給資格の認定)

第7 学び直し支援金の支給を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、沖縄県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書（様式1）に保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下、「個人番号カードの写し等」という。）又は課税所得額（課税所得標準額）や市町村民税の調整控除額等（令和2年6月支給分までの受給資格認定申請においては、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額）を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、在学する高等学校の学校長（以下「学校長」という。）に提出しなければならない。

- 2 学校長は、認定申請書の提出があったときは、支給要件等を確認した上で沖縄県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請者一覧（様式3）を作成し、認定申請書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による認定申請書の提出があったときは、申請者の受給資格を審査し、認定又は不認定を決定した上、沖縄県立高等学校学び直し支援金受給資格認定結果一覧（様式4）により学校長に通知する。
- 4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式5又は様式6により申請者へ通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

第8 受給資格の認定を受けた申請者（以下、「受給権者」という。）は、学び直し支援金の支給が停止されている場合を除き、毎年度、教育委員会が定める日までに、沖縄県立高等学校学び直し支援金収入状況届出書（様式1）に個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付し、学校長に提出しなければならない。

- 2 学校長は、収入状況届出書の提出があったときは、沖縄県立高等学校学び直し支援金収入状況届出者一覧（様式12）を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、所得制限基準該当性について審査し、その結果を沖縄県立高等学校学び直し支援金収入状況審査結果一覧（様式13）により学校長に通知する。
- 4 教育委員会は、受給権者が、正当な理由なく収入状況届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。
- 5 学校長は、第3項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式10又は様式14により生徒に通知しなければならない。
- 6 受給権者は、第1項にかかわらず、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書に保護者等の課税証明書等を添付し、学校長に提出しなければならない。ただし、保護者が両親であり再婚・離婚の場合などによって、既に片方の課税証明書等を提出し

ているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。

- 7 前項の場合において、保護者等の変更により所得制限基準に該当する場合は、保護者等の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給しない。

（支給の停止）

- 第9 受給権者は、休学により学び直し支援金の支給停止を希望する場合は、沖縄県立高等学校学び直し支援金支給停止申出書（様式15）を学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、沖縄県立高等学校学び直し支援金支給停止申出者一覧（様式16）を作成し、支給停止申出書とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、学び直し支援金の支給停止を決定し、沖縄県立高等学校学び直し支援金支給停止者一覧（様式17）により学校長に通知するとともに様式18により受給権者に通知する。
- 4 受給権者が学び直し支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月（当該申出の日が月の初日である場合は当該月分）から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで学び直し支援金の支給は停止され、当該期間は第4の支給期間に算入されない。

（支給の再開）

- 第10 休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望する受給権者は、沖縄県立高等学校学び直し支援金支給再開申出書（様式19）に収入状況届出書等を添付して学校長に提出しなければならない。（ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる）。
- 2 学校長は沖縄県立高等学校学び直し支援金支給再開申出者一覧（様式20）を作成し、支給再開申出書とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、学び直し支援金の支給再開を決定し、沖縄県立高等学校学び直し支援金支給再開者一覧（様式21）により学校長に通知するとともに、様式22により受給者に通知する。

（受給資格の消滅）

- 第11 学校長は、受給権者である生徒の受給権が退学又は転学等の理由により消滅した場合は、沖縄県立高等学校学び直し支援金受給資格消滅者一覧（様式7）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、沖縄県立高等学校学び直し支援金資格消滅者結果一覧（様式8）により学校長に通知する。
- 3 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式9により受給権者に通知しなければならない。

（授業料額の変更）

第 12 学校長は、受給権者の授業料等の変更等があった場合は、授業料減免に係る授業料額の変更届（沖縄県立高等学校学び直し支援金関係）（様式 11）を教育委員会に提出しなければならない。

（学び直し支援金の代理受領）

第 13 教育委員会は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。これにより、受給権者に対し、学び直し支援金の支給があったものとみなす。

（その他）

第 14 この要領に定めのない事項については、文部科学省が定める高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）に準じて取り扱うものとする。

附則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年度及び令和 4 年度に限り、第 5（3）の規定は適用しない。